

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)
規制の名称	原子力災害対策特別措置法施行令における関係周辺都道府県知事の要件の見直し
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室 杉本 孝信 電話番号:03-5114-2121 (内線:4333)
評価実施時期	令和4年8月
事前評価時の想定と比較	規制の事前評価後、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	追加の費用及び間接的な影響は特段生じなかった。効果として、原子力事業者防災業務計画の協議対象範囲等が、原子力事業所に内在する危険性に応じた、より合理的なものとなった。
(遵守費用)	原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、事前評価時と変わらず、原子力事業者において、新たな追加の費用(書類の作成、人員増員)等が発生することはなかった。
(行政費用)	原子力事業者防災業務計画を作成等しようとする際の協議対象範囲等となる地方公共団体を限定するものであることから、地方公共団体において、新たな追加の費用(確認要員の増員)等が発生することはなかった。また、国の関与はないことから、事前評価時と変わらず、国においても新たな追加の費用(確認要員の増員)等が発生することはなかった。したがって、新たな追加費用等が発生することはなかった。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特段生じていない。
考察	原子力災害対策特別措置法(平成10年法律第156号)第7条第2項及び原子力災害対策特別措置法施行令(平成12年政令第195号。以下「原災令」という。)第2条の2では、原子力事業者に原子力事業者防災業務計画を作成・修正しようとする場合に、所在都道府県知事、所在市町村長、隣接市町村を包括する都道府県知事に加えて、原子力事業所の周囲30km区域内にある都道府県等の知事(関係周辺都道府県知事)への事前協議することを義務づけている。本規制緩和は、原災令第2条第2項を改正し、廃止措置段階への移行等により危険性が低下している原子力事業所に係る原子力災害対策の枠組みに照らし、関係周辺都道府県知事に対する原子力事業者防災業務計画の協議を不要としたものである。 本制度に基づき、これまでに岐阜県に対する、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターの原子力防災業務計画の協議等を不要とした。 また、本課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、当該規制を取りまく遵守費用及び行政費用に変化は無い。さらに、副次的な影響及び波及的な影響についても生じていない。以上のことから、当該規制の緩和は、定量的な比較は難しいが、新たな追加の費用が発生することなく便益が見込まれることから本規制の内容は適切かつ合理的であると考えられる。
備考	